

令和8・9・10年度（市内業者）
令和7・8・9年度（市外業者）

鶴岡市競争入札参加資格審査申請
提出の手引き
（建設工事）

令和7年11月

（令和8年9月 一部改定）

鶴岡市総務部契約管財課

【申請に係る送付先・問合せ先】

〒997-8601

山形県鶴岡市馬場町9番25号

鶴岡市総務部契約管財課契約検査係

電 話 0235-35-1154（直通）

FAX 0235-25-2137

※「建設工事の業者登録申請」とお伝えください。



- ◆市内業者…鶴岡市内に本社・本店または営業所等がある業者
- ◆市外業者…鶴岡市内に本社・本店または営業所等がない業者

※注意※

鶴岡市と常時契約を締結する営業所（本社・本店を含む）を1つだけ登録してください
（複数の営業所〈本社・本店を含む〉を登録することはできません）

1. 申請できる者

鶴岡市の入札参加資格審査を申請できるのは、次の全ての要件を満たす者です。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4または第167条の11に該当しない者であること。
- (2) 入札に係る契約を締結する能力がある者であること（成年被後見人または被保佐人でないこと）。
- (3) 破産宣告または破産手続開始決定の通知を受けていない者であること。
- (4) 諸税を完納している者であること。
- (5) 鶴岡市契約に関する規則第8条第1項第5号の規定（暴力団排除条項）に該当しない者であること。
- (6) 建設業法第3条に基づく建設業許可を受けている者であること。

2. 申請受付期間

市内業者 令和7年12月1日（月）から令和8年1月30日（金）まで
※上記の期間以降も、随時、申請を受け付けますが、上記期間中の申請でなければ、令和8年4月1日からの登録とはなりません。

市外業者 登録有効期間が令和7・8・9年度のため、令和7年度中の更新手続きは不要です。
新規登録は、随時受け付けています。

【 注 】

登録申請における市内業者とは、次の全ての条件を満たす者です。

- (1) 鶴岡市内に鶴岡市と常時請負契約を締結することができる本社・本店または営業所等があること。
- (2) 鶴岡市内に建設業の営業を行うべき許可及び場所があり、電話・机等の什器備品を備え、従業員などの勤務実態があること。

3. 登録有効期間、名簿登録について

市内業者…令和11年3月31日まで（令和8・9・10年度）

市外業者…令和10年3月31日まで（令和7・8・9年度）

鶴岡市競争入札参加資格者の名簿は、鶴岡市ホームページ等で公表する場合があります。

登録有効期間以降も登録の継続を希望する場合、市内業者は令和10年度中に、市外業者は令和9年度中に更新手続きが必要です。

登録の区分は以下のとおりです。

- ・新規登録：申請時に業者登録されていない場合
⇒受付票兼受理票の「新規」で提出書類を確認後、提出してください。
- ・更新登録：申請時に既に業者登録されている場合
⇒受付票兼受理票の「更新」で提出書類を確認後、提出してください。
- ・変更登録：登録内容に変更があった場合
⇒「記載事項変更届 提出書類一覧」で提出書類を確認して、随時、変更届を提出してください。

4. 申請受付・問合せ

- ・場所：鶴岡市役所本所3階 契約管財課
- ・時間：開庁日の午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）
- ・住所：〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号
- ・担当：総務部契約管財課契約検査係
- ・電話：0235-35-1154（直通） ※「建設工事の業者登録申請」とお伝えください。

5. 申請書提出方法

申請受付場所に郵送するか、直接お持ちください。

- ・受付最終日（令和8年1月30日必着）まで到着したものを令和8年4月1日に登録します。
※受付最終日より後に到着したものは、4月15日以降に登録します（毎月1日と15日）。
- ・郵送する場合は、封筒に「競争入札参加資格審査申請書類（建設工事）」と記入してください。
- ・受理票送付用として、郵送・持参どちらの場合においても、返信用封筒（110円分切手貼付）が必要です。
- ・記載事項及び提出書類に不備がある場合には、全ての書類が整うまで受付できません。
- ・入札参加資格審査申請書は信書に該当しますので、法令に従い適正に送付してください。

6. 申請業種

建設業法に定める29業種。（除雪業務については、物品・役務に申請してください。）

7. 提出書類(提出部数1部)

※測量・コンサルタント等、物品・役務にも申請する場合、⑨、⑩、⑪、⑬及び⑰については、それぞれに1部ずつ提出してください。

- ① 競争入札参加資格審査申請書（建設工事）・・・・・・・・・・様式1
- ② 営業所一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式2
- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書（写し）（審査を受けている者）
- ④ 職員総括表・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式3
- ⑤ 技術職員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式4
- ⑥ 工事経歴書・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式5
- ⑦ 特殊（専門）工事経歴書（提出が必要な者）・・・・・・・・・・様式6
- ⑧ 委任状兼使用印鑑届（提出が必要な者）・・・・・・・・・・様式7
- ⑨ 暴力団排除に関する誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式8
- ⑩ 納税証明書
市税納付状況の照会に係る届出（同意書）
国税の納税証明書（証明日が申請日から3か月以内の未納のないもの）（写し可）
- ⑪ 印鑑証明書（証明日が申請日から3か月以内のもの、写し可）
- ⑫ 建設業許可通知書（写し）（経営事項審査を受けていない者）
- ⑬ 登記簿謄本（法人）または身分証明書（個人）（証明日が申請日から3か月以内のもの、写し可）
- ⑭ 監理技術者資格証明書（写し）（提出が必要な者）
- ⑮ 営業所所在地報告書（提出が必要な者）・・・・・・・・・・様式9
- ⑯ 保護観察所協力雇用主の登録確認書類
市内に営業所等があり(1年以上経過)、格付6業種(土木一式・建築一式・舗装・電気・管・水道施設)登録希望者で該当企業のみ提出してください。
- ⑰ 受付票兼受理票

8. 記載要領

申請書様式は鶴岡市指定の様式または記載要領により認めた様式で、記入例を参照して作成し、受付票兼受理票により提出書類を確認後に申請してください。

提出の手引き、申請書様式及び記載例、申請事項変更届は市ホームページに掲載しています。

■鶴岡市ホームページ ⇒ 産業・経済 ⇒ 入札・契約 ⇒ 業者登録

<https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/nyusatsu/gyousya-touroku/index.html>



① 競争入札参加資格審査申請書（建設工事） 様式1

鶴岡市指定様式1で提出してください。

- ・商号（名称）・代表者は正式名称でフリガナも記載してください。
- ・住所は省略せず、〇〇番△△号まで記載してください。
- ・13桁の法人番号を記載してください。
- ・「法人番号」とは、法人・団体の識別番号として国税庁から指定される番号で、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」の規定に基づくものです。
なお、12桁の個人番号（いわゆるマイナンバー）、及び「人格の無い社団等」（法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの）の「法人番号」は記載しないでください。
- ・実印は必ず押印してください。
使用印鑑は、入札・見積・契約・代金の請求及び受領に使用します。
委任先がない場合：使用印鑑欄にも必ず押印してください（実印でも可）。
委任先がある場合：使用印鑑欄への押印は不要です。委任状兼使用印鑑届（様式7）を提出してください。

② 営業所一覧表 様式2

鶴岡市指定様式2で提出してください。

- ・常時契約を締結する営業所欄右端には、営業所の専任技術者名を記入し、複数いる場合は専任の業種も記入してください。
- ・許可を受けた建設業欄には、許可を受けた建設業のうち、営業所において営業（契約）する建設業のみ記入してください。

③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）

- ・鶴岡市建設工事指名競争入札参加者の格付に関する規程（平成17年告示第19号）第2条に規定する、建設工事（6業種）の格付に必要となります。
申請時において有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを提出してください。
- ・経営事項審査を受けていない場合は提出の必要がありません。

【注意】公共性のある施設または工作物に関する建設工事で、政令で定めるものを発注者から直接請負おうとする建設業者は、経営事項審査が終了し、結果の通知を受ける必要があります。（建設業法第27条の23「経営事項審査」を参照してください）

※登録有効期間中に、新たに経営事項審査を受けたときも、提出してください。

- ・評価結果通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。
- ・更新された際は、必ず写しを提出してください。
- ・有効期間が過ぎた経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）では建設業法で定められた金額以上の入札に参加して契約することはできません。

④ 職員総括表 様式3

鶴岡市指定様式3で提出してください。

- ・「技術職員」については「技術職員名簿」(様式4)と整合が取れるように記入してください。
主たる営業所が他の営業所に権限を委任する場合は、委任先における人数を記入してください。
- ・貴社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある人数を記入してください。(この申請における直接的かつ恒常的な雇用関係とは、貴社との間に雇用に関する一定の権利義務が存在し、健康保険被保険者資格加入証明書・住民税特別徴収税額通知書等によって雇用関係が確認できる状態をいいます。)

⑤ 技術職員名簿 様式4

鶴岡市指定様式4で提出してください。

- ・「技術職員」については「職員総括表」(様式3)と整合が取れるように記入してください。
- ・貴社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術職員を記入してください。

⑥ 工事経歴書 様式5

- ・国土交通省様式等でも受け付けます。ただし鶴岡市と常時契約を締結する営業所に係る経歴のみコピーまたは該当箇所を抜き出すか、マーキングしてください。
- ・直近3年間の主な工事を記入してください。
- ・本市発注災害復旧工事に該当する実績は、漏れなく記載してください。

⑦ 特殊(専門)工事経歴書 様式6

- ・特殊な工事・専門的な工事で、特にアピールしたい工事を記載してください。
(例) クレー舗装工事、特殊構造物解体工事、土壌浄化工事、マンホールポンプ設置工事、運動施設設置工事など。
- ・直近5年以内の実績を記入してください。

⑧ 委任状兼使用印鑑届 様式7

鶴岡市指定様式7で提出してください。

- ・主たる営業所が他の営業所に権限を委任する場合のみ提出してください。
- ・委任期間は最長で、市内業者は令和11年3月31日まで、市外業者は令和10年3月31日までです。
- ・委任先は契約書上の契約名義人となります。

⑨ 暴力団排除に関する誓約書 様式8

鶴岡市指定様式8で提出してください。

- ・委任先がある場合でも、本社・本店の代表者を記載し、実印を押印してください。
- ・鶴岡市暴力団排除条例に基づき、誓約書の情報を山形県警察鶴岡警察署に提供する場合があります。

⑩ 納税証明書

◆市税

- ・鶴岡市に主たる営業所または市と常時契約を締結する営業所がある者は、市税納付状況の照会に係る届出(同意書)を提出してください。
- ・市税納付状況の照会に同意しない場合は、直近3年分の納税証明書(証明日が申請日から3か月以内のもの)の原本を提出してください。市内業者で、最初の決算期がまだきていない(設立後1年未満)法人は、課税課に提出した「事業開始等の届出書」(受付印のあるもの)の写し、または所在地証明書を提出してください。法人税・申告所得税及び消費税・地方消費税は設立後1年未満でも証明書が発行されます。

◆**国税**

- ・国税の納税証明書は、法人・個人を問わず申請する者全てが、未納のない証明書（証明日が申請日から3か月以内のもの）の原本または写しを提出してください。
（法人）税務署で発行する納税証明書（その3の3で未納のない証明書）
（個人）税務署で発行する納税証明書（その3の2で未納のない証明書）
- ・税務署で取り扱う、法人税・申告所得税（個人）及び消費税・地方消費税の納税証明書の発行申請はオンライン請求が可能です。（窓口での書面請求より、手数料が安価となり、待ち時間も短縮できます。）詳しくは国税庁のe-Tax ホームページをご覧ください。

⑪ **印鑑証明書**

- ・証明日が申請日から3か月以内のもの
- ・法人は法人、個人は個人の印鑑証明書の原本または写しを提出してください。

⑫ **建設業許可通知書**

- ・建設業者で経営事項審査を受けていない場合は、「建設業許可通知書」の写しを提出してください。

⑬ **登記簿謄本または身分証明書**

- ・証明日が申請日から3か月以内のもの
- ・法人の場合は、登記簿謄本の原本または写しを提出してください。
- ・個人の場合は、代表者の身分証明書の原本または写しを提出してください。

⑭ **監理技術者資格証明書**

- ・鶴岡市内に主たる営業所または市と常時契約を締結する営業所がある者は監理技術者資格証明書の写しを提出してください。A4判に3～4人程度をまとめてコピーし、提出書類の枚数が極力少なくなるようにしてください。また、記載内容に変更がある場合は適宜裏面の写しも提出してください。

⑮ **営業所所在地報告書 様式9**

鶴岡市指定様式9で提出してください。

- ・主たる営業所のほかに、市と常時契約を締結する営業所等が鶴岡市内にある、**市内業者**に該当する者のみ提出してください。（※鶴岡市内に本社・本店がある業者は提出不要です。）
- ・営業所の写真は申請日から1か月以内に撮影した写真としてください。
- ・申請日の直近の月の電気料金、水道料金、電話料金（IPフォンを含む）の領収書等の写しを添付してください。
- ・報告書に基づき営業所の実態調査を行うことがあります。実態調査では、現地確認のほか、事務所内部に事前の許可を得て立ち入ることや、備え付けの帳票・帳簿類の確認、公共料金の領収書や使用実態の調査を行うことがあります。

⑯ **保護観察所協力雇用主の登録確認書類（格付数値に5点の加点）**

- ・法務省の「協力雇用主」制度への登録を確認出来る書類の写しを提出してください。
- ・下記に電話・FAX等で「協力雇用主の登録確認書類」を請求すると事業主宛に送付されます。

山形保護観察所 電話 023-631-2277（代表）

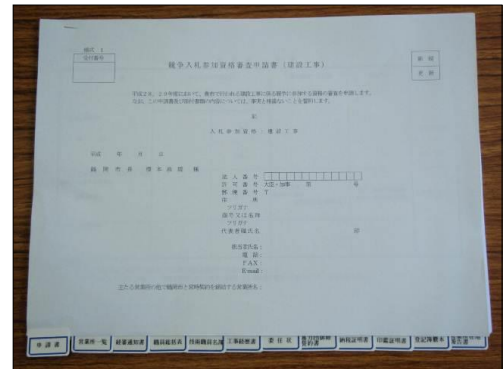
FAX 023-628-1934

9. 提出書類形式

- 提出書類は必要書類を①～⑯の番号順にクリップ等で留め（書類のみ）、項目ごとにインデックスを付け、A4判個別フォルダ（図1参照：色指定なし）に入れて提出してください。更新登録の場合は、A4判個別フォルダは不要です。
- ⑰受付票兼受理票は必要書類がそろったか確認（記入）して、綴じないで別途提出してください。
- 個別フォルダの見出し欄には社名を記入してください。
- 書類には項目ごとにインデックスを付けて提出してください。（図2参照：様式1の申請書をA4横とし、下部に付ける）
- 書類はA4判に統一してください。A4判より大きい場合は、コピーして縮小するか、つづら折込みとしてください。



（図1）



（図2）

10. その他

留意事項

- 建設業許可の有効性や社会保険の加入状況に疑義がある場合等、必要に応じて追加資料の提出を求められることがあります。
- 申請内容の変更について
申請後、申請内容に変更があった場合は、速やかに変更届を提出してください。
なお、変更事項に応じて必要書類が異なります。詳しくは、市ホームページに提出書類一覧を掲載していますのでご確認ください。
- 申請に基づき鶴岡市競争入札参加者名簿に掲載された内容は、鶴岡市下水道部、鶴岡市立荘内病院でも使用します。
また、令和8年度より水道事業は庄内広域水道企業団へ引き継がれましたが、令和8年度当初の名簿は水道企業団でも使用しています。ただし、その後の各登録申請については、水道企業団へも別途届出が必要です。
- 債権者登録及び変更手続きについて
鶴岡市と取引のある事業者、「氏名・社名」や「振込先」を登録していただくものです。登録によって代金の支払いが迅速かつ確実になります。債権者（口座）登録を希望する方は、別途、鶴岡市役所会計課に「口座振替依頼書兼債権者登録申請書」を提出してください。すでに「債権者登録」をしている方で、取引金融機関・口座番号等に変更があった場合は、同課に「債権者登録変更届」を提出してください。
※鶴岡市ホームページ ⇒ サイト内検索「債権者」 ⇒ 口座振替依頼書兼債権者登録 申請書または変更届
- 参加資格の取り消しについて
申請後に、虚偽の記載が明らかになった場合や、申請できる者に該当しなくなった場合等は、参加資格を取り消すことがあります。
- 申請に係る費用について
申請に係る一切の費用は申請者の負担となります。